

令和8年度子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助要綱

7 福祉企企第653号

令和8年3月31日

1 目的

この補助金は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業実施要綱（令和3年4月1日付3福保総企画第6号。以下「実施要綱」という。）に基づき、区市町村の取り組む事業に要する経費の一部について、東京都（以下「都」という。）が、予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

- （1）この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱3に規定する事業とする。
- （2）区市町村は、実施要綱3（1）から（3）までの複数の区分に対して交付を申請することができる。ただし、1つの事業を複数の区分に重複して申請することはできない。
また、実施要綱3（1）から（3）までの1つの区分に対して、別表に掲げる補助上限額の範囲内で複数の事業を申請することができる。

3 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

4 補助金の交付額

- （1）この補助金の交付額は、実施要綱3（1）から（3）までに掲げる事業で、別表により算出した補助選定額と内示額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- （2）（1）のほか、国庫補助事業等との均衡を図る必要が認められる事業は、原則として国庫補助事業等の補助基準額等を参考に算出した額とする。
- （3）その他、東京都知事（以下「知事」という。）が特に必要と認める場合は、（1）及び（2）によらず交付額を算出することができる。
- （4）（1）から（3）で算出した交付額の計が予算額を超える場合等には、調整係数により調整を行うことができる。

5 補助金の交付申請及び交付決定等

- （1）区市町村長は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し補助金の交付を申請するものとする。
- （2）知事は、区市町村長から（1）による補助金の交付申請のあった事業について、内容を審査の上、適当と認める場合には、別紙の条件を付して補助金の交付を決定し、区市町村

長に通知するものとする。

6 補助金の変更交付申請及び変更交付決定等

- (1) この補助金の交付の決定後、事業の変更等により申請の内容を変更する場合の申請は、区市町村長が、補助金変更交付申請書（別記第2号様式）に必要な書類を添付して、行うものとする。
- (2) 知事は、区市町村長から（1）による補助金の変更交付申請があったときは、変更交付申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の変更交付を決定するとともに、その結果を区市町村長に通知する。

7 交付方法

この補助金は、補助金の額を確定したのち、補助金を交付するものとする。ただし、事業の円滑な遂行のため、知事が特に必要があると認める経費については、概算払いにより交付することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙

補 助 条 件

1 実施状況報告

知事は、補助事業の実施状況について、必要があると認めるときは、区市町村長に報告を求めることができる。

2 実績報告

区市町村長は、この補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該交付決定に係る事業の実績について別記第3号様式により、別に定める日までに知事に報告するものとする。

3 補助金の額の確定

知事は、2の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

4 是正のための措置

知事は、1の規定による実施状況報告及び2の規定による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認められる場合は、区市町村長に、これを適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

5 交付決定の取消し

知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

なお、この規定は、3の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

6 補助金の返還

知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

ア 交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

イ 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

7 違約加算金

区市町村長は、5の規定により交付の決定の全部又は一部が取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

8 延滞金

区市町村長は、6の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 事情変更による届出

区市町村長は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

10 他の補助金等の一時停止等

知事は、区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

11 財産処分の制限

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

12 財産処分による収入の納付

11 の規定による知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、区市町村長に対し、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

13 財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

14 関係書類の保管

区市町村長は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

15 間接補助の場合の条件

区市町村長が補助事業を行う団体等（以下「間接補助事業者」という。）に補助するときは、この要綱の定める条件と同等の条件を付さなければならない。

なお、間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、以下の条件を付さなければならない。

「事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区市町村長に報告しなければならない。なお、区市町村長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

また、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。」

16 間接補助事業者から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合の報告及び返還について

15の規定により付した条件に基づき、間接補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る報告及び全部又は一部の納付があった場合には、知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

17 間接補助の場合の財産処分による収入の納付

間接補助事業者から区市町村長に財産処分による納付があったときは、知事は、区市町村長に対し、その納付額の全部又は一部を都に納付させることがある。

別表

1 区分	2 補助選定額等	3 補助対象経費
対象事業 (実施要綱 3 (1) ア及びイ 並びに (3))	複数の補助対象事業を申請する場合の補助額の合計額は、実施要綱 3 (1) ア及びイ並びに (3) のいずれの区分も 50,000 千円を上限とし、次に掲げる各号により補助選定額を算出する。 なお、この補助金における基盤整備とは、施設の新築・改修 (付帯設備を含む。)、システム・ネットワークの構築又は機器・備品の調達 (区市町村から委託され又は補助を受けて補助対象事業を実施する事業者が調達する場合及び借入の場合を含む。) であって、これらの実支出額の合計が 10,000 千円を超えるものをいう。 (1) 区分ごとに初めて申請する場合 (過年度申請し継続する事業を含む。) 補助対象事業ごとに、基盤整備を伴う事業は 50,000 千円、基盤整備を伴わない事業は 10,000 千円と 3 欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助選定額とする。 (2) (1) 以外の場合 補助対象事業ごとに、基盤整備を伴う事業は 50,000 千円、基盤整備を伴わない事業は 10,000 千円と 3 欄に定める補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を補助選定額とする。	補助対象事業の実施に要する次の経費から、寄付金その他の収入額を控除した額 ア サービスの充実 報酬、共済費、賃金、報償費、職員手当等、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金、扶助費、備品購入費、工事請負費、原材料費 イ 基盤の整備の実施 需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、工事請負費、工事事務費 (工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度とする。以下同じ。)、負担金補助及交付金、扶助費、備品購入費、原材料費
対象事業 (実施要綱 3 (2))	複数の補助対象事業を申請する場合の補助額の合計額は、100,000 千円を上限とし、次に掲げる各号により補助選定額を算出する。 なお、この補助金における基盤整備とは、施設の新築・改修 (付帯設備を含む。)、システム・ネットワークの構築又は機器・備品の調達 (区市町村から委託	補助対象事業の実施に要する次の経費から、寄付金その他の収入額を控除した額 ア サービスの充実 報酬、共済費、賃金、報償費、職員手当等、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金、扶助費、備品購入費、工事請負

	され又は補助を受けて補助対象事業を実施する事業者が調達する場合及び借入の場合を含む。)であって、これらの実支出額の合計が 10,000 千円を超えるものをいう。 (1) 区分ごとに初めて申請する場合(過年度申請し継続する事業を含む。) 補助対象事業ごとに、基盤整備を伴う事業は 100,000 千円、基盤整備を伴わない事業は 10,000 千円と 3 欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助選定額とする。 (2) (1) 以外の場合 補助対象事業ごとに、基盤整備を伴う事業は 100,000 千円、基盤整備を伴わない事業は 10,000 千円と 3 欄に定める補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を補助選定額とする。	費、原材料費 イ 基盤の整備の実施 需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、工事請負費、工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度とする。以下同じ。)、負担金補助及交付金、扶助費、備品購入費、原材料費
--	--	--